

會社側、提案

一、小管

一刻以內不良、際

二、大時

八分以內不良、際

三、中管(三時)

七分以內不良、際

四、大管(十四時)

五分以內不良、際

右ニ對シ請負賃金、一刻ニ賃典金トシテ支給ス

職工側修正案

一、小管

一刻五分以內不良、際

二、其他

一刻以內不良、際トスル二十

右及申通) 報候也

(別記)

職工側ミニリ、要求書

第一条 職工側ミニリ、要求書

(1) 罰金制度の撤廃、

(2) 無届欠勤一回、

(3) 早出欠勤五十半

(4) 遅刻一回五十半 (5) 不良品に対する罰金

右の罰金制度を廃止する」と

第二条

貸銀制度の改創

貸銀ニ別途上代

(1) 朝鮮人の貸銀を日本人と同様にする」と

定期向外労働に対する手当の改創

(1) 早出時間に対する手当を支給すること

(2) 残業時間に対する手当を支給すること

(3) 撤夜革に対する手当を支給すること

(4) 退職手当の制定

(1) 6ヶ月未満二十日分 (2) 一个年未満三十日分

(3) 一个年以上五年迄 (4) 一个月を増す毎に二日を加算す

五年以上は一个月を増す毎に三日を加算す

作業道具及び消耗品は会社持のこと

(1) 危険防止設備の完成

(2) 医療設備をする」と

第三条

臨時休業の場合日給の全額を支給すること

右要求す

大正十四年十二月十日